

カード規定等 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
ＪＡカード（一体型）規定 1～3 （省略） 4.（有効期限） （1）～（2） （省略） （3）当社がクレジットカード機能の提供を承認しなかった場合には、当組合が「ＩＣカード規定」により発行されるＩＣキャッシュカード（以下、「ＩＣキャッシュカード」といいます。）<u>（削除）</u>を発行し貸与するものとします。 （4）～（5） （省略） 5～6 （省略） 7.（ＪＡカード（一体型）の機能分離等） （1）（省略） ①ＪＡカード（一体型）のＩＣキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、ＩＣキャッシュカード<u>（削除）</u>と「<u>ＮＩＣＯＳカード会員規約、ＪＡカード会員特約、ＪＡカード「個人情報</u> <u>情報の取扱いに関する特約」、ロードアシスタンスサービス規定</u>」により定められたクレジットカード機能のみを有するＪＡカード（以下、「ＪＡカード」といいます。）それぞれの発行を希望する場合 ②～⑦ （省略） （2）（省略） （3）第１項のうち、①、③、⑤、⑥については、ＩＣキャッシュカード<u>（削除）</u>を発行し貸与するものとします。 （4）（省略） 8. （省略） 9.（クレジットカード機能の利用停止等と返却） （1）（省略） （2）当社が第１項により会員資格の取り消しを行った場合には、利用者はＪＡカード（一体型）をただちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとし、ＪＡカード（一体型）を当社に返却後に、当組合はＩＣキャッシュカード<u>（削除）</u>等当組合所定のカードを発行し貸与するものとします。 （3）第２項の場合、新たにＩＣキャッシュカード<u>（削除）</u>が交付されるまでの間、利用者はＩＣキャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当組合および当社は責任を負わないものとします。 （4）（省略） 10. （省略） 11.（店舗統廃合） （1）当組合が店舗統廃合を行った場合には、新たにＪＡカード（一体型）もしくはＩＣキャッシュカード<u>（削除）</u>（以下、「店舗統廃合に伴う新カード」といいます。）を発行し貸与することがあります。	ＪＡカード（一体型）規定 1～3 （同左） 4.（有効期限） （1）～（2） （同左） （3）当社がクレジットカード機能の提供を承認しなかった場合には、当組合が「ＩＣカード規定」により発行されるＩＣキャッシュカード（以下、「ＩＣキャッシュカード」といいます。）<u>またはＩＣチップを搭載していないキャッシュカード</u>を発行し貸与するものとします。 （4）～（5） （同左） 5～6 （同左） 7.（ＪＡカード（一体型）の機能分離等） （1）（同左） ①ＪＡカード（一体型）のＩＣキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、ＩＣキャッシュカード<u>またはＩＣチップを搭載していないキャッシュカード</u>と「<u>ＪＡカード会員規約</u>」により定められたクレジットカード機能のみを有するＪＡカード(以下、「ＪＡカード」といいます。)それぞれの発行を希望する場合 ②～⑦ （同左） （2）（同左） （3）第１項のうち、①、③、⑤、⑥については、ＩＣキャッシュカード<u>またはＩＣチップを搭載していないキャッシュカード</u>を発行し貸与するものとします。 （4）（同左） 8. （同左） 9.（クレジットカード機能の利用停止等と返却） （1）（同左） （2）当社が第１項により会員資格の取り消しを行った場合には、利用者はＪＡカード（一体型）をただちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとし、ＪＡカード（一体型）を当社に返却後に、当組合はＩＣキャッシュカード<u>またはＩＣチップを搭載していないキャッシュカード</u>等当組合所定のカードを発行し貸与するものとします。 （3）第２項の場合、新たにＩＣキャッシュカード<u>またはＩＣチップを搭載していないキャッシュカード</u>が交付されるまでの間、利用者はＩＣキャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当組合および当社は責任を負わないものとします。 （4）（同左） 10. （同左） 11.（店舗統廃合） （1）当組合が店舗統廃合を行った場合には、新たにＪＡカード（一体型）もしくはＩＣキャッシュカード<u>またはＩＣチップを搭載していないキャッシュカード</u>（以下、「店舗統廃合に伴う新カード」と

カード規定等 新旧対照表（北海道版）

(2)～(3) （省略） 12～13 （省略） 14.（「本規定」の<u>変更</u>） <u>(1) 本規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u> <u>(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> 以 上 <u>(令和2年4月1日現在)</u>	いいます。）を発行し貸与することがあります。 (2)～(3) （同左） 12～13 （同左） 14.（「本規定」の<u>改定</u>） <u>「本規定」が改定され、その改定内容を当組合および当社の所定の方法により、利用者に通知された後に、当該利用者がJ Aカード（一体型）を利用した時は、当該利用者はその改定を承認したものとみなします。</u> <u>(追加)</u> 以 上 <u>(追加)</u>
---	---